

勝部自治会青色回転灯パトロール隊規約

第1章 総則

第1条 この隊は勝部青色回転灯パトロール隊（以下『本隊』という）と称し、事務所は住吉会館事務室に置く。

第2章 目的

第2条 犯罪や事故、災害などを未然に防止し、地域住民の安全に対する関心を高めるとともに、パトロール巡回により住民の連帯感を醸成し以って、地域の安心安全を守り、住みよい町づくりを推進することを目的とする。

第3章 組織

第3条 本隊の隊員は勝部自治会の会員で自治会長の承認を得た者により組織する。

第4章 役員と任務

第4条 本隊には次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名 (2) 副隊長 1名

第5条 本隊の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 隊長は本隊を指揮し、監督する。
(2) 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、これを代行する。

第5章 役員選出と任期

第6条 本隊の役員選出は次のとおりとする。

- (1) 役員は隊員の互選により選出する。

第7条 隊員及び役員の任期

- (1) 役員及び隊員の任期は2年とし再任は妨げない。但し、75才定年制を基本目途とする。
(2) 退任は自己申告とし、その時の自治会長および隊長の承諾を得るものとする。

第6章 服装

第8条 パトロール中の服装は青色回転灯パトロール隊で定められた服装を着用する。

第7章 会議

第9条 本隊の総会は年1回開催するものとし、必要に応じ臨時総会を開催することが出来る。

- (1) 総会は隊長が招集する。
- (2) 総会の議長は副隊長が務める、また副隊長欠席の場合は隊員の互選により選出する。
- (3) 総会は次に係る事項について審議し出席者の過半数によって決議し可否同数の時は、議長がこれを決する。
 - 1・役員改選
 - 2・活動計画
 - 3・規約の改定
 - 4・その他本隊の活動運営上必要な事項

第8章 事業及び活動

第10条 本隊は次の事業及び活動を行う。

- (1) 本隊は目的達成のために、週1回以上のパトロールを実施するとともに、隊長が必要と認めた地域の安心安全を守る活動や自治会事業に積極的に参加するものとする。

(付 則)

この隊の運営及び指導等について助言する者を置くことができる。

この規約は平成26年6月28日より施行する。